

指定介護予防訪問事業 重要事項説明書

(年 月現在)

1 訪問介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 博光会
代表者名	理事長 富島 三貴
所在地	(住所) 熊本市南区御幸笛田六丁目7番40号
連絡先	(電話) 096-378-1166 (FAX) 096-378-1762

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	御幸病院訪問介護事業所
所在地	(住所) 熊本市南区御幸笛田三丁目10番10号
連絡先	(電話) 096-284-1995 (FAX) 096-284-1922
事業所番号	【介護予防】 4370110282
管理者の氏名	八木みどり

(2) 事業所の職員体制

職員の職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	勤務時間帯 常勤
管理者	1	/	8:30~17:30
サービス提供責任者	3	/	8:30~17:30
訪問介護員	3以上		

※上記の職員数は必要に応じて増減する場合があります。

(3) 事業所の営業日等

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝	その他 年間の 休日	12/30 ~1/3ま で
	○	○	○	○	○	○	/	/		
営業時間	8:30~17:30									
通常の事業 実施地域	① 熊本市									

※ 特別な需要がある場合はこの限りではありません。

3 サービスの内容

(1) 身体介護

- ・ 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭、衣類着脱・洗身・洗髪・整髪を行います。
- ・ 排泄介助・・・排泄の介助又は、おむつ交換を行います。
- ・ 食事介助・・・食事の介助・テーブルセッティング・口腔ケアを行います。
- ・ 体位交換・・・体位の交換を行います。
- ・ 外出支援・・・通院・散歩・買い物の介助を行います。
- ・ 自立支援のための見守りの援助・・・一緒に家事を行うなど、今現在の機能をできるだけ活用した取り組みをします。

(2) 生活援助

- ・ 調理・・・食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません)
- ・ 洗濯・・・洗濯・取り込み又はたたみ、収納を行います。(ご家族分の洗濯は行いません)
- ・ 掃除・・・居室の掃除を行います。(それ以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません)
- ・ 買い物・・・日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。(預金の引き出しや預け入れは行いません)

◆介護予防においては、今現在の身体機能をできるだけ活用し、生活機能の低下や重度化を防ぐ、予防中心のサービスです。この観点から、上記(1)(2)のサービスを行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある方は下記料金が利用者負担額となります。

【基本料金表・1割負担の場合】

《介護予防サービス》 1ヶ月

	介護予防訪問サービス 1回 45分	介護保険
週1回程度	1,176円	要支援 1・2 事業対象者
週2回程度	2,349円	要支援 1・2 事業対象者
週2回超	3,727円	要支援 2

【加算】

初回加算	新規訪問又は2か月間訪問が休止し再度訪問開始となった時	200円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	リハビリテーション専門職、医師からの助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)し定期的に助言をもらう。	100円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	リハビリテーション専門職、医師がサービス提供責任者と同時に利用者宅を訪問し、助言を受けた上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)し、定期的に助言をもらう。	200円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算を加えて算定した単位数の24.5%	

※一定以上の所得がある方は利用料金が2割負担もしくは3割負担になります。

※介護保険適用でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、料金表の利用料金金額をお支払い下さい。

利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合や、当日の朝までに連絡がなかったときは、利用料一割分の料金をいただきます。ただし病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、金融機関口座からの引き落としとなります。〈三井住友カード(株)との契約〉現金にてお支払いの場合は、事務所まで持参していただきますようお願いいたします。入金確認後に領収書を発行いたします。

(4) 区域外の交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所を利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費（訪問介護事業所・介護予防訪問介護事業所運営規程第6条の通常の事業実施地域を越えた地点から1km当たり37円）をいただきます。

◆利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ利用者又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、介護保険で2人派遣サービス提供となります。

5 事業所の目的

当事業所は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することにより居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、また家族の生活もよりよい状態にするために支援することを目的とします。

6 事業所の運営方針

要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる支援を行います。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、管理者に報告し、必要な措置を講ずるものとします。

9 秘密保持

事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。なお職員でなくなった後においても同様とします。

10 虐待防止について

事業所は、人権の擁護・虐待の防止等の為に、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 八木みどり
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

11 ハラスメント対策

当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場(業務中)において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業関係が害されることを防止するために、以下に掲げる事項を実施します。

(1)ハラスメント防止の方針等を明確化し、訪問介護員等に対し周知・啓発を行います。

(2)訪問介護員等からの相談に対して適切に対応するために必要な体制の整備を行います。

12 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2.従業員に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2.事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、周知徹底します。

3.事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

4.従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的にします。

14 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2.事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3.事業所は、身体拘束等の適正化を図る為ため、次に掲げる措置を講じます。

(1)身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3)従業員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施します。

15 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	八木みどり
	ご利用時間	8:30～17:30
	ご利用方法	電話 096-284-1995
	苦情箱	みゆき園1階ロビーに設置

◆ 公的機関においても次の機関で苦情申し出等ができます。

★熊本県国民健康保険団体連合会

所在地 熊本市東区健軍二丁目4番10号 TEL 096-214-1101(代)

対応時間 9:00 ～ 17:00

★熊本市介護保険相談窓口

所在地 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL 096-328-2347

対応時間 9:00 ～ 17:00

★南区役所 福祉課

所在地 熊本市南区富合町清藤405番3号 TEL 096-357-4129

対応時間 9:00 ～ 17:00

年 月 日

当事業所は、介護予防訪問サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 サービス提供責任者 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防訪問サービス内容及び重要事項の説明を受け、秘密事項の取り扱いも含めて同意いたします。

利用者 氏名 _____

代理人(選任した人) 氏名 _____

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私()および家族()は、御幸病院訪問介護事業所が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会(依頼)のため
- (3) 医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 主治医の意見を求める必要のある場合
- (5) 事業者内のカンファレンス(症例検討)のため
- (6) 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 在宅において行なわれる学校等の実習への協力
- (10) 上記の各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲内

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

年 月 日

利用者 氏名

家族 氏名

続柄(利用者との関係)

